

# 健康案内

## 検診

健康課 〒194-0013、  
原町田5-8-21、健康  
福祉会館内、☎725・  
5178

## 基本健康診査 子宮がん検診

町田市医師会の協力で実施する  
ものです。

対象 町田市民で勤務先等で健  
診の機会のない、基本健康診査は  
18歳以上の方、子宮がん検診は20  
歳以上の女性の方

受診期間 基本健診は原則とし  
て誕生日とその翌月、子宮がん検  
診は通年(どちらとも年度内1



(町田市歯科医師会)

子どもたちにとって待ちに待っ  
た夏休みが訪れました。春の歯科  
健診の結果をご家庭に持ち帰り、  
夏休みを利用して歯の治療に行こ  
うという人も多いのではないでし  
ょうか。

健診の結果を見て歯科医院に治  
療にいられた方から「要観察歯」  
って何ですか?という質問を受け  
ることがあります。そこで今回は  
この要観察歯(CO)ということも  
ある( )について説明します。

要観察歯は、治療を必要とする  
むし歯とは現在のところ断定でき  
ないが、むし歯の初期病変の疑い  
がある歯のことをいいます。この

回) 受診方法 健康手帳(お持ちで  
ない方には病・医院で交付しま  
す)、保険証等をお持ちになり、  
病・医院の一般診療時間内に受診  
して下さい。

健康課に申し込む必要はありま  
せん。  
検診日時が決められている病・  
医院がありますのでご注意ください。  
い。

会場 町田市医師会加入の実施  
病・医院(必要な方には病・医院  
の一览表を送付します。健康課ま  
でご連絡下さい。なお、一覧表は  
町田市ホームページからもご覧に  
なれます)

町田市市民病院は、一次検診の実  
施機関ではありません。

### 【基本健康診査】

検診内容 必須診査(全ての方  
に実施) 問診 理学的診察  
血圧測定 尿定性検査 血液検査  
(正確な検査数値を出すために空

要観察歯は、しっかりと歯みがき  
をして口の中をきれいな環境に保  
つことができれば健康な歯に戻る  
可能性があり、逆に口の中が汚れ  
て口腔内環境が悪くなればむし  
歯に進んでいく可能性が高い状態  
であるといえます。具体的には、  
歯の溝が茶色になったり歯の平ら

## 歯科健診と 要観察歯

な面が白く濁ったようになってい  
るが、穴があいたり欠けたりはし  
ていないものがあげられます。茶  
色くなった歯や白濁した歯はすべ  
てが削らなければならぬわけでは  
ありません。しかし、歯医者さん  
のあの機械で削らないで様子を  
見ていていいと聞くと、みみざわ

子どもの病気は、初めは軽いと  
思われても、時間が経つと急激に  
悪化する場合があります。

子どもは、急に体調を崩しやす  
く、事前の予測はなかなか難しい  
という面を持っています。

健康課に申し込む必要はありま  
せん。  
検診日時が決められている病・  
医院がありますのでご注意ください。  
い。

また、夕方から具合が悪く  
なったときは「町田市医師会準夜  
急患こどもクリニック」を受診し  
ましょう。

お子さんの急病であわてないた  
めには、日ごろから「かかりつけ

### 子どもの急病時には・・・

まずは「かかりつけ医」また  
は「町田市医師会準夜急患こ  
どもクリニック」の受診を!

腹時にお受け下さい) 選択診査  
(医師の判断で選択的に実施) 心  
電図検査 眼底検査 血糖検査  
胸部レントゲン撮影 介護予  
防健診(65歳以上の方) 基本チ  
ェックリスト 血清アルブミン検

りは良いのですが、実際には判断  
が微妙で難しいところがあります。  
が、要観察歯といわれたり、鏡  
で歯を見ていて小さな黒い点を見  
つけたら、「様子を見てみよう」な  
どと自分だけで決して判断しない  
ようにして、必ず歯科医師の診断  
を受けるようにしましょう。ま  
た、要観察歯はフッ化物(フッ  
素)の塗布により再石灰化が促さ  
れ健康な状態に戻る可能性が高い  
歯です。地域の歯科医院で処置を  
受けることも効果があります。

要観察歯は自らの努力でむし歯  
の進行を予防できる可能性がある  
ものです。それには、歯みがきや  
食生活などの生活習慣を見直して  
いくことが大切です。子どもたち  
の生活習慣を守り、生涯における  
健康の基盤を自分でつくっていく  
意欲を育てる契機となるためにも  
学校歯科健診の重要な役割がある  
といえるでしょう。

「町田市医師会準夜急患こ  
どもクリニック」町田市原町田5  
・8・21、健康福祉会館内(午後  
7時~9時30分まで受付。事前  
に  
お電話を☎710・0927)

に大きな影響を及ぼしています。  
二次救急医療機関(一般の診療所  
等では対応できない救急患者を担  
当)の町田市市民病院においても同  
様の問題を抱えており、少ない人

町田市医師会準夜急患こ  
どもクリニック」町田市原町田5  
・8・21、健康福祉会館内(午後  
7時~9時30分まで受付。事前  
に  
お電話を☎710・0927)

費用 無料(ただし、定められ  
た検査以外の検査、治療及び投薬  
に要する費用は自己負担)

検診内容 問診、視診、内診、  
検体採取検査(頸部)

### 【子宮がん検診】

子宮筋腫等で子宮手術を受けた  
方は、細胞が採取できない場合が  
あります。事前に医師と相談のう  
え、検診を受けて下さい。

費用 1000円  
支払方法 受診する際に病・医  
院に現金でお支払い下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
福医療証をお持ちの方  
若者人保健法医療受給者証をお  
持ちの方  
高齢受給者証をお持ちの方  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院の窓口で渡される受診

費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接  
お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご持参  
下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当  
日負担・非負担の届け出をして下  
さい。

数で町田市の小児救急医療を持ち  
こたえているのが現状です。  
市も小児救急の確保のために町  
田市医師会準夜急患こどもクリニ  
ックの開設や病院の小児科医の増  
員に努めています。なお、市  
民の皆さんの早期受診、適正  
受診がこの状況を改善する一  
助となりますので、ご理解と  
ご協力をお願いします。

町田市医師会準夜急患こ  
どもクリニック」町田市原町田5  
・8・21、健康福祉会館内(午後  
7時~9時30分まで受付。事前  
に  
お電話を☎710・0927)

費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接  
お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご持参  
下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当  
日負担・非負担の届け出をして下  
さい。

費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接  
お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご持参  
下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当  
日負担・非負担の届け出をして下  
さい。

費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接  
お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご持参  
下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当  
日負担・非負担の届け出をして下  
さい。

### 成人歯科健康診査

対象 健診日に40~65歳の町田  
市民(年度内に1回受けられま  
す)

内容 問診、虫歯・歯周疾患の  
診査、歯列咬合・粘膜・顎関節症  
・口腔清掃状態のチェック、予防  
指導  
費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接  
お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご持参  
下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当  
日負担・非負担の届け出をして下  
さい。

費用 400円  
申し込み 協力歯科医院に直接  
お申し込み下さい。  
健康手帳をお持ちの方はご持参  
下さい。  
【非負担者について】  
次の方は無料となります。  
市民税非課税世帯の方  
生活保護受給世帯の方  
病・医院で渡される受診票で当  
日負担・非負担の届け出をして下  
さい。

## 市民の力でより良い道路環境づくり 8月は「道路ふれあい月間」です

私たちの街では、多くの市民ボ  
ランティアの方々が自らの手で毎  
日使う道路をきれいにしようと活  
動されています。道路ふれあい月  
間を機会に、私たちの道路につい  
てもう一度見つめなおしてみま  
しょう。

なお、市ではこの活動に対する  
支援として、活動に必要な簡易  
用具の支給や活動内容を表示したバ  
ネルの設置等を実施しているほ  
か、活動中の事故についてもボラ  
ンティア保険制度により補償して  
います。

市が管理する道路施設や道路用  
地等で市民活動団体が美化活動を  
行うアダプト・ア・ロード事業は  
現在、多くの団体の会員の方々の  
ボランティア活動に支えられてい  
ます。

市と協定を締結して活動してい  
る団体は、NPO法人、地域の美  
化活動グループ、老人クラブ、私  
立中学校、都立高校などいろいろ  
な団体があります。

実際に活動している中学生から  
は、「自分たちの活動をとおして  
笑顔の多いまちにしたい」といっ  
た声や、NPO法人の方々は「公  
共空間は市民のものだから自  
分たちで守る必要がある」といっ  
た声や寄せられています。

あかちゃんの病気は突然おとす  
れます。小児科医師があかちゃん  
の病気と対応についてお話ししま  
す。

相談コーナーもあります。  
対象 乳児をもつ保護者  
日時 9月6日(水)午後1時  
30分~3時  
会場 健康福祉会館2階  
内容 「初めての発熱や下痢」  
ほか  
講師 小児科医師・西村喜夫氏  
定員 40人  
申し込み 電話で健康課へ。

あかちゃんの病気と対応  
健康課 ☎725・5422

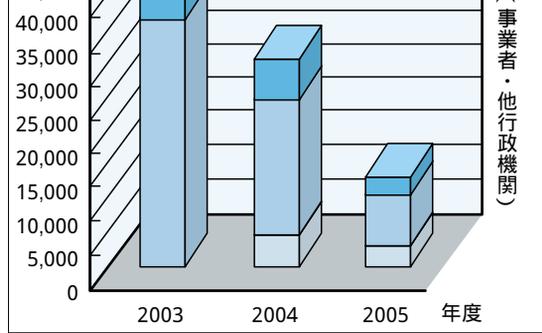
除却員の皆さんの活動の成果  
は、この制度が発足した2004  
年度以降の違反広告物除却数の推  
移からも読み取ることができま  
す。実際に活動している方々から  
も「活動を始めてから、違反広告  
物が減っている」という声が多く  
寄せられています。

この記事に関連した情報を町田  
市ホームページにも掲載していま  
すので、併せてご覧下さい。  
町田市ホームページ 市の組織別  
分類 建設部 道路管理課のコン  
テンツからご覧になるメニューを  
お選び下さい。  
問道路管理課 ☎724・1151

違反広告物除却員制度は、現在  
27団体211人  
の方々が市内各  
地で活動されて  
います。市内で  
除却される違反  
広告物の20%以  
上がこの制度に  
よって市民ボラ  
ンティアの方々  
によって除却され  
ており、町田市  
の違反広告物の  
追放に向けた活  
動の中でも大き  
な力となってい  
ます。

違反広告物除却数の推移(2003~2005年度・活動主体別)

除却活動団体  
市職員  
合同除却(事業者・他行政機関)



健康課 ☎725・5422  
健康課 ☎725・5422

多胎児の会  
(そろまめの会)  
多胎児を育てている方、これか  
ら出産予定の方(または家族の  
方)の会合です。  
直接会場へお越し下さい。  
日時 9月11日(月)午前10時  
~11時30分  
会場 健康福祉会館2階  
内容 保護者同士の交流、情報  
交換、手遊びなど

健康づくりに  
あかちゃんの病気と対応  
健康課 ☎725・5422